

特許法の新論点Q&A（第1回）



弁護士 十河 陽介
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 新しい切断機械（本件機械）を開発しました。本件機械の構成要素は、形態A及び動きBを有する切断刃と、切断対象物を固定するCです。従来から、形態Aを有する切断刃を備える切断機械（公知発明1）、動きBを有する切断刃を備える切断機械（公知発明2）、切断対象物を固定するCを備える切断機械（公知発明3）は知られていました。しかし、これら3つの特徴を全て有する切断機械は過去にはありませんでした。また、切断機械は、これら3つの特徴を全て用いたときに非常に高い効果を発揮することが分かりました。

これは特許となり得ますか。

A 1. 新規性について

(1) 新規性の意義について

特許制度は、新規な発明を公開したことの代償として独占権を付与することにより、発明の保護と利用の調和を図る制度である。

出願された発明が既に公開されているものであれば、あらためて公開するために特許権を付与する必要はない。また、既に公開されている発明に独占権を付与することは、第三者による発明の利用を阻害してしまう。

そのため、特許法は、特許要件として新規性を規定することにより、新規ではない発明に独占権が付与されることを防止している。

(2) 特許法第29条第1項各号について

特許法第29条第1項第1号は、特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明は、新規性を有しないことを規定している。また、同第2号は、特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明は新規性を有しないことを規定している。さらに、同第3号は、特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明及び電気通信回線を通じて公衆が利用可能となった発明は、新規性を有しないことを規定している。

特許法第29条第1項各号の規定の解釈は以下のとおりである。

ア 「特許出願前」

「特許出願前」であるか否かは、特許出願の時・分を含めて判断される。

イ 「公然」

「公然」とは、秘密状態を脱したことをいう。「公然」に該当するためには、発明を知っている